

一般廃棄物処理基本計画 〔ごみ編〕

【概要版】



令和6年（2024年）3月
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
柏市 鎌ヶ谷市

■一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）

1 計画策定の趣旨

前計画の策定から5年目となり、中間目標年度を迎えたことから、前計画で示した目標の達成状況について評価し、必要な事項について見直しを行うとともに、新たに令和15年度（2033年度）を目標年度とした一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）（以下「本計画」という。）を策定し、適正な一般廃棄物処理の推進及び、ごみの減量化・資源リサイクル活動の推進等を目標とする「循環型社会の構築」を目指すものです。

2 計画対象地域

本計画の対象となる地域は、柏市（沼南地域）と鎌ヶ谷市です。



3 計画期間

本計画の期間は、前計画の最終目標年度である令和10年度（2028年度）を新たに中間目標年度として、さらに5年先の令和15年度（2033年度）を最終目標年度とした10年間とします。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
計画期間	前計画期間														
					中間目標年度						最終目標年度				
				計画改訂						中間目標年度					最終目標年度

4 ごみ処理の現状

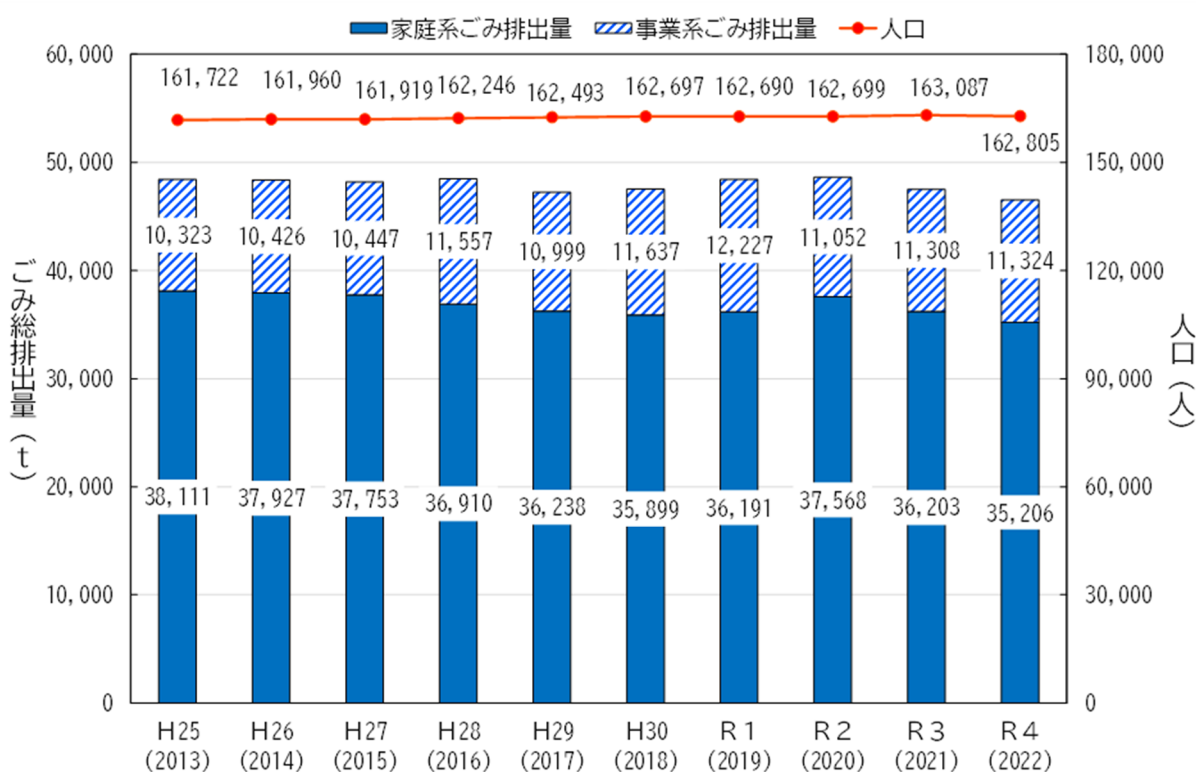
4-1 ごみ総排出量

令和4年度(2022年度)のごみ総排出量は、家庭系ごみが35,206トン、事業系ごみが11,324トンです。平成30年度(2018年度)から令和2年度(2020年度)にかけてごみ総排出量は増加し、令和3年度(2021年度)以降は減少傾向にあります。

○家庭系ごみが 35,206トン (592g/人・日)

○事業系ごみが 11,324トン (191g/人・日)

○合わせて 46,530トン (783g/人・日)



4-2 目標値の達成状況

令和4年度(2022年度)における目標値の達成状況は、次のとおりです。

項目		目標年度	目標値	R4年度実績値
1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	前計画	R5 (中間)	756	783
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	前計画 (参考)	R5 (中間)	約580	592
資源化率 (%)	前計画	R5 (中間)	約28.3	19.0
最終処分量 (t/年)	前計画	R5 (中間)	3,000以下	3,468

5 ごみ処理の課題

5-1 ごみ排出量削減

- 家庭系ごみ排出量は更なる削減への対策が必要です。
- 事業系ごみ排出量に関する実態把握や事業系ごみの発生抑制についても対策を講じていく必要があります。
- 食品ロス削減の対策を講じていく必要があります。

5-2 資源化

- 生ごみ処理容器等購入費の補助等の啓発活動の促進による普及に取り組んでいく必要があります。
- 「製品プラスチック」の分別区分・処理方法等の変更について、検討する必要があります。

5-3 収集運搬

- ICT（情報通信技術）についても活用を検討していく必要があります。
- 戸別収集の対象世帯が増加した場合の収集体制等についても検討する必要があります。

5-4 安定した中間処理の実施

- 焼却施設では、施設全体の老朽化は進んでいることから、安全かつ安定的なごみ処理体制の継続について検討する必要があります。
- 資源化施設では、今後の安全かつ安定的なごみ処理体制の継続について検討する必要があります。

5-5 最終処分量の削減

- 最終処分量の削減には、ごみ排出量の削減が最も寄与することから、ごみ排出量の削減に取り組むことが重要となります。その一方で、今後、資源化量の拡大についても検討する必要があります。

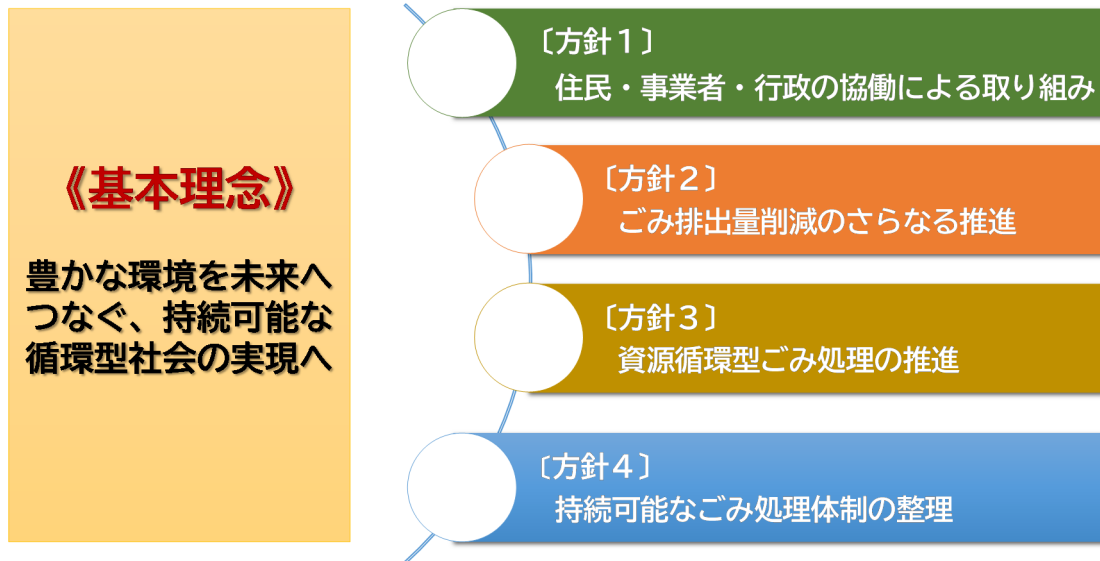
5-6 住民、事業者への啓発活動

- 前計画に基づき、様々なごみの減量や分別に関する啓発活動を実施してきましたが、前計画の目標値については達成できていない状況です。
- 住民や事業者への情報浸透が十分でない可能性があることから、柏市、鎌ヶ谷市及び組合が連携して啓発活動に取り組み、情報周知や環境教育に取り組む必要があります。

6 ごみ処理基本計画

6-1 基本理念と基本方針

本計画の基本理念は、前計画の、適正な一般廃棄物の処理の推進及びごみの減量化・資源リサイクル活動の推進等を目標とする「循環型社会の構築」の取り組みの継続とさらなる推進を図り、未来の両市の持続可能な発展を推進していくことを目標に、前計画の基本理念である「豊かな環境を未来へつなぐ、持続可能な循環型社会の実現へ」を維持することとします。



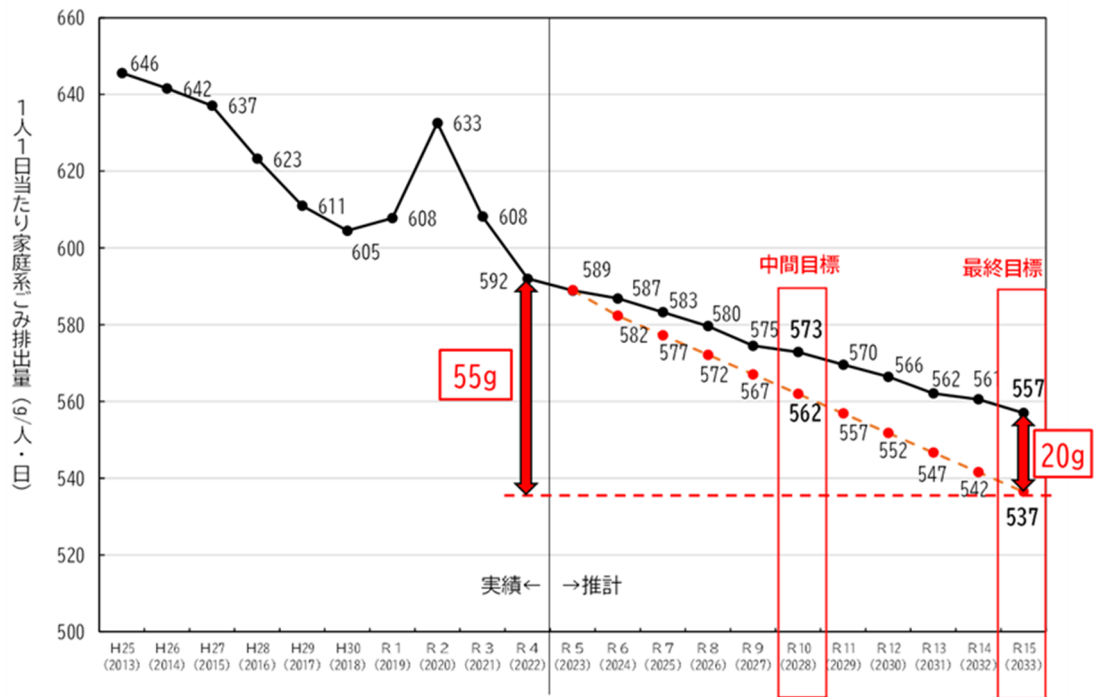
6-2 計画目標値の設定

新たに目標値を設定する項目は、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」、「1人1日当たりごみ総排出量」、「資源化率」及び「最終処分量」とします。

項目	目標値	
	令和10年度（2028年度） （中間）	令和15年度（2033年度） （最終）
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	562g/人・日	537g/人・日
1人1日当たり ごみ総排出量	743g/人・日	711g/人・日
資源化率	21%	23%
最終処分量	3,000t/年	2,700t/年

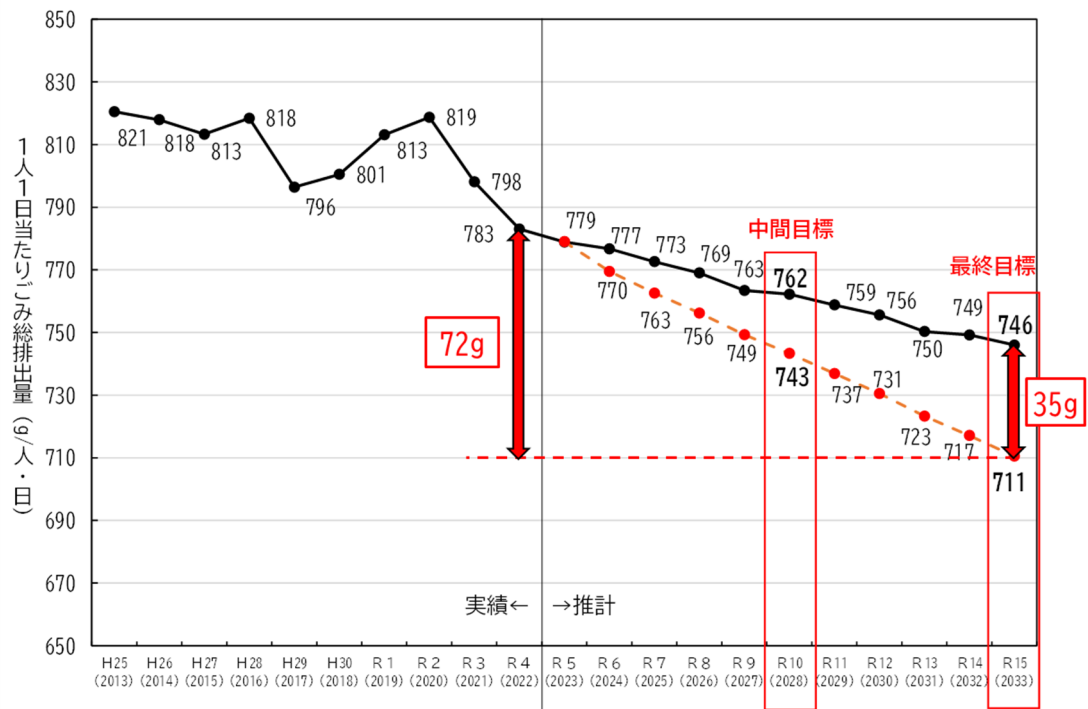
1) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移と目標

令和10年度（2028年度）に562g/人・日、令和15年度（2033年度）に537g/人・日



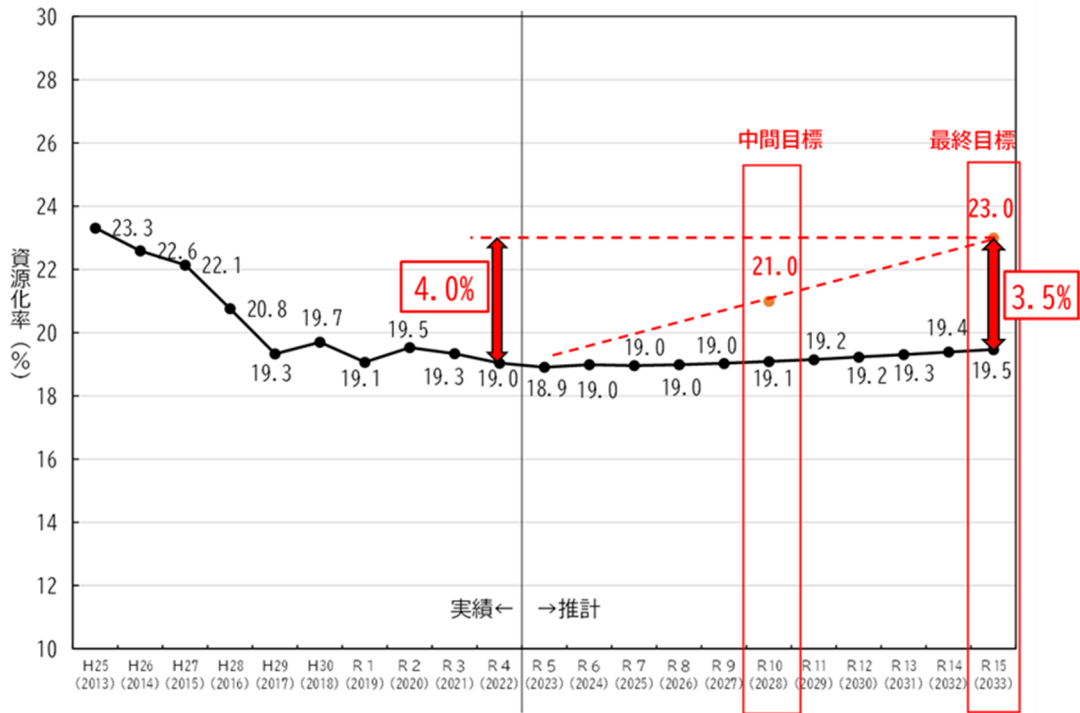
2) 1人1日当たりごみ総排出量の推移と目標

令和10年度（2028年度）に743g/人・日、令和15年度（2033年度）に711g/人・日



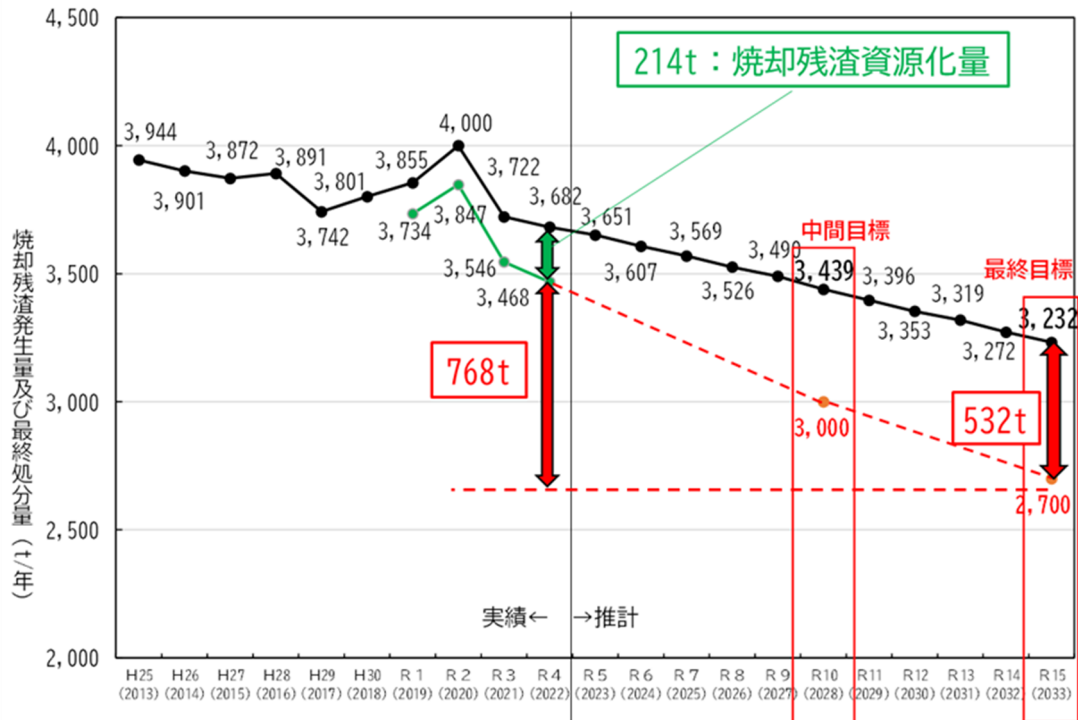
3) 資源化率の推移と目標

令和10年度（2028年度）に21%以上、令和15年度（2033年度）に23%以上



4) 最終処分量の推移と目標

令和10年度（2028年度）に3,000t/年以下、令和15年度（2033年度）に2,700t/年



※最終処分量は、赤い点線で示しています。

6-3 施策の体系と実施スケジュール

(1) 発生抑制・排出抑制・資源化計画

ごみの発生抑制・排出抑制及び資源化を効率的かつ効果的に推進していくためには、住民、事業者、行政の協働を更に推進するとともに、それぞれの役割を理解し、この三者が主体的な取り組みを実践していくことが重要です。

組合及び構成団体は、住民・事業者の取り組みに係る情報の提供、啓発等を行うとともに、住民・事業者が主体的にごみ減量に関わることができるような施策の実施を目指します。

1) 住民に向けた施策

項目	施策の内容	R6~R10 2024~2028 (中間目標年度)	R11~R15 2029~2033 (最終目標年度)	実施主体
①循環型社会構築のための取り組みに関する普及啓発	・ホームページ、広報、ごみ減量や分別に関する小冊子、ごみ分別アプリ等、住民に向けた効果的な情報提供方法に関する検討、実施	検討・実施 (継続)		構成団体
	・住民のライフスタイルの転換や住民が自らリサイクル行動を起こせるような取組を推進するため、ごみ分別出前講座や各種広報などを通じた働きかけの実施	実施 (継続)		構成団体
	・マイバッグの利用促進について、ホームページ・アプリ等で啓発を実施	実施 (継続)		構成団体
	・紙ごみの分別徹底を図るため、ごみ分別出前講座や各種広報などを通じた働きかけを実施	実施 (継続)		構成団体
	・小型家電リサイクル関係のボックスや使用済みインクカートリッジの回収箱設置等の実施	実施 (継続)		組合 構成団体
	・粗大ごみの有効利用の促進につながる効果的なリユースの手法等について検討	検討 (新規)		組合 構成団体
	・物の再利用・再生利用・持続可能な循環型社会構築のために有効な取り組みに関する啓発・情報提供	実施 (継続)		構成団体
②子供たちを対象とした環境学習の充実	・子供たちのごみ減量、資源化等への協力や取り組みに関する意識を高めるため、出張授業や社会科見学、プリントの配布、環境プロジェクト等、環境学習の充実	検討・実施 (継続)		組合 構成団体
③他部署及び大学等との連携による環境教育に関する施策	・他部署・大学等との連携による環境教育の効果的な施策の方向について検討、実施	検討・実施 (継続)		構成団体

2) 事業者に向けた施策

項目	施策の内容	R6~R10 2024~2028 (中間目標年度)	R11~R15 2029~2033 (最終目標年度)	実施主体
①発生抑制・資源化・適正排出に関する指導・啓発	・事業者の責任による処理への理解、ごみの適正な排出方法に関する効果的な情報提供について検討、呼びかけの実施	検討・実施 (継続)		組合 構成団体
	・事業者に対し、ごみの発生抑制、排出抑制に関する取り組みや、販売等を行った製品や容器等でごみになったものを極力自主的に引き取り循環利用が行われるような取組の啓発を実施	実施 (継続)		組合 構成団体
	・一般廃棄物多量排出事業者に対する、減量に関する計画の作成、提出、指導の強化、継続	実施 (継続)		構成団体
	・事業者自らが行うごみの排出抑制・資源化・減量化のための取り組みについて登録制度や表彰制度等の支援方策の検討・実施	検討・実施 (継続)		構成団体
	・各種法律等に関する情報、処理・資源化等について、マニュアルの活用等により事業者への情報提供及び指導の検討・実施	検討・実施 (継続)		構成団体
	・事業者に対して、物の製造、加工、販売時の過剰包装の抑制、レジ袋の削減など容器包装の簡素化やごみの発生抑制につながるような情報提供、働きかけの実施	実施 (継続)		構成団体
	・事業系生ごみを排出する事業者に対し、食品リサイクル法に基づく資源化の取り組みを推進	検討・実施 (継続)		組合 構成団体
②“ごみにならない仕組みづくり”の実践に向けた情報提供・指導	・事業の過程で生じるごみの減量化に向けた取り組みに関する情報の普及・啓発・指導の実施	実施 (継続)		構成団体

3) 生ごみの排出抑制に関する施策

項目	施策の内容	R6~R10 2024~2028 (中間目標年度)	R11~R15 2029~2033 (最終目標年度)	実施主体
①家庭での生ごみの発生・発生抑制、資源化に関する施策	・生ごみ処理容器等の補助事業の実施	実施(継続)		構成団体
	・生ごみの水切りや生ごみ減量に関する事例調査及び効果の検証等、減量に向けた施策の検討	検討(新規)	実施(新規)	組合 構成団体
	・生ごみの排出抑制につながる効果的な情報発信・啓発・教育の実施・施策の検討	検討(新規)	実施(新規)	組合 構成団体
	・調査研究、情報収集(一般廃棄物組成調査)	実施(新規)		組合
	・住民の「もったいない」という意識を高め、生ごみを出さない生活スタイルへさらに向かうため、住民と行政が協働で取り組める場の提供や環境教育の推進等に関する施策の検討、実施	検討・実施(継続)		組合 構成団体
②事業者による食品ロス削減、生ごみの資源化・減量化に関する施策	・食品ロスの削減手法等の取り組みに関する情報の普及・啓発の実施	実施(継続)		構成団体
	・食品ロスの削減に関する取組を行う事業者の登録制度等、取組推進に向けた施策について検討・実施	検討・実施(継続)		構成団体
	・事業所から発生する生ごみの減量化・適正処理に関する情報提供・啓発の実施	実施(継続)		組合 構成団体
	・事業系食品廃棄物等の資源化として、給食残渣の堆肥化等による利活用の検討・実施	検討(新規)	実施(新規)	組合 構成団体
	・飲食店から生じる食品ロス削減のため、民間事業者との連携に関する施策の検討・実施	検討(新規)	実施(新規)	組合 構成団体
	・防災備蓄品の活用・配布	検討(新規)	実施(新規)	組合 構成団体

4) 環境物品の使用促進等に関する施策

項目	施策の内容	R6~R10 2024~2028 (中間目標年度)	R11~R15 2029~2033 (最終目標年度)	実施主体
①環境物品の使用促進等に関する施策	・住民や事業者に対して環境物品(再資源化減量を使用した製品等)の使用(グリーン購入)について情報提供、啓発	実施(継続)		構成団体
	・組合、構成団体自らが事業者としてグリーン購入・グリーン契約(環境配慮契約)等の行動を率先して実施	実施(継続)		組合 構成団体

5) ごみの減量化・資源化に関する施策

項目	施策の内容	R6~R10 2024~2028 (中間目標年度)	R11~R15 2029~2033 (最終目標年度)	実施主体
①分別区分見直しの検討	・ごみの資源化促進のための、効果的な分別区分に関する検討・見直し	検討(継続)		組合 構成団体
②紙ごみの資源化に関する検討	・可燃ごみに含まれる資源化可能な紙類の分別により、有効に資源化される取り組みについて検討、実施	検討・実施(継続)		組合 構成団体
③剪定枝の資源化に関する検討	・資源化の費用対効果や成果物の利用状況を踏まえ、民間事業者による剪定枝の資源化について検討	検討(継続)		組合 構成団体
	・家庭から出る剪定枝のたい肥化の検討	検討(新規)		組合 構成団体
④生ごみの資源化に関する検討	・組合に搬入された生ごみの資源化に関する検討	検討(継続)		組合
⑤プラスチック類の資源化の推進	・プラスチック製容器包装、ペットボトル、カレット類について、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じた資源化を実施	実施(継続)		組合
	・製品プラスチックの分別区分に関する検討	検討(新規)		組合 構成団体
⑥焼却灰の資源化	・焼却灰のエコセメント化、溶融スラグ等への資源化を実施	実施(継続)		組合

6) 事業系ごみの減量化・資源化に関する施策

項目	施策の内容	R6~R10 2024~2028 (中間目標年度)	R11~R15 2029~2033 (最終目標年度)	実施主体
①排出事業者及び収集・運搬許可業者へのごみ減量化・資源化に関する指導強化	・事業系ごみの減量化・資源化のため、排出事業者及びごみの受け入れを行う収集・運搬許可業者に対して、ごみの減量や資源化を要請	実施（継続）		組合 構成団体
②減量化・資源化に関する効果的な情報発信	・事業系ごみの減量化に関する優良事例を収集し、他事業者へ水平展開を図るなど効果的な情報発信を検討	検討（継続）		構成団体

7) 経済的手法などの検討・導入に関する施策

項目	施策の内容	R6~R10 2024~2028 (中間目標年度)	R11~R15 2029~2033 (最終目標年度)	実施主体
①家庭ごみの有料化に関する調査・研究	・家庭ごみの今後の排出状況などを考慮し、有料化のメリット・デメリット等について調査・研究を実施	実施（継続）		組合
②事業系ごみ処理料金の適宜見直しの検討	・事業系ごみについて「排出者責任」の考えに則った処理料金の見直しを検討	検討（継続）		組合

(2) 収集・運搬計画

快適な生活環境を確保するため、住民へのサービスの充実を図りながら、安全かつ確実に収集・運搬を実施するとともに、ごみの適正処理・資源化を推進するための効率的な収集・運搬体制の確立を目指します。

項目	施策の内容	R6~R10 2024~2028 (中間目標年度)	R11~R15 2029~2033 (最終目標年度)	実施主体
①安全・安心かつ効率的な収集・運搬	・分別区分や収集回数、形態等を適切に設定し、地域性や人口分布を踏まえた適切かつ効率的な収集運搬体制の検討・実施	検討・実施（継続）		組合 構成団体
	・安全・安心な収集・運搬を維持するとともに、近年の清掃事業におけるICT（情報通信技術）等の活用も視野に入れた、より効率的な収集・運搬体制の構築についての検討、実施	検討・実施（継続）		組合
②新たな分別への対応	・新たな分別区分が追加された場合、最適な排出方法や収集場所、収集方法を選定し、収集・運搬体制の見直しを検討	検討（継続）		組合 構成団体
③福祉行政等との連携による収集サービスの実施	・高齢者社会に対応するため、福祉行政との連携を図るなど、高齢者等に対するごみの収集・運搬を実施	実施（継続）		組合 構成団体
④環境等に配慮した収集車の導入	・環境への負荷低減を図るため、収集車についてはEV車の導入など、先進事例を参考に検討	検討（継続）		組合

(3) 中間処理計画

中間処理施設については、ごみ焼却処理施設の基幹改良工事が終了し、適正な処理を引き続き行っているところですが、全ての現有施設の維持管理を徹底し、環境負荷の低減や安全・安定処理に努めるとともに、公害防止対策や施設の延命化対策を行います。

また、ごみ処理の効率化を検討し、環境負荷や処理コストの低減に配慮していきます。

1) 焼却施設に係る施策

項目	施策の内容	R6~R10 2024~2028 (中間目標年度)	R11~R15 2029~2033 (最終目標年度)	実施主体
①公害防止対策	・周辺地域への環境負荷の低減や安全・安定処理のため、排出基準等のモニタリングを継続的に行い、現有する施設を安定的に管理しつつ、排出ガスのさらなる発生抑制のため、公害防止対策を講じる	実施（継続）		組合
②ごみ焼却施設の適正な維持管理	・維持管理費の削減や施設運営の効率化を図りつつ、適正かつ安定的な処理体制を維持	実施（継続）		組合
③地球温暖化防止対策	・焼却工程に伴う余熱の有効利用の継続	実施（継続）		組合

2) 不燃ごみ処理施設に係る施策

項目	施策の内容	R6~R10 2024~2028 (中間目標年度)	R11~R15 2029~2033 (最終目標年度)	実施主体
①不燃ごみの処理方式に関する検討	・新たな破碎処理施設の整備、民間施設の活用についての調査・検討を行うとともに、業務の効率化及びごみ処理経費の削減に向けた検討	検討(継続)		組合

3) 資源化施設及び資源化方法等に係る施策

項目	施策の内容	R6~R10 2024~2028 (中間目標年度)	R11~R15 2029~2033 (最終目標年度)	実施主体
①資源化施設の整備、民間施設の活用に関する調査・検討	・現有施設の耐用年数、ごみ質の変化、資源化率の向上、財政的な効果などを考慮し、現有施設の延命化や新たな資源化施設の整備または民間施設の活用について調査・検討を実施するとともに、業務の効率化及びごみ処理経費の削減に努める	検討(継続)		組合

(4) 最終処分計画

ごみの発生抑制に努め、最終処分量をできるだけ削減するだけでなく、中間処理段階においても資源化を推進していきます。

項目	施策の内容	R6~R10 2024~2028 (中間目標年度)	R11~R15 2029~2033 (最終目標年度)	実施主体
①最終処分量の削減	・家庭や事業所から排出されるごみの排出抑制を推進するとともに、資源の分別排出の徹底により焼却対象量を減らすことで、最終処分量を削減	実施(継続)		組合
②最終処分先の安定的な確保	・将来にわたる最終処分対象物の受け入れ先の安定的な確保	実施(継続)		組合

(5) その他の計画

本計画施策を適正に進めるための進行管理や不法投棄対策、適正処理困難物等への対応など、これまでの業務を安定的に継続するとともに、大規模な災害が発生した際に十分な対応が図れるよう、以下のような検討を進めます。

項目	施策の内容	R6~R10 2024~2028 (中間目標年度)	R11~R15 2029~2033 (最終目標年度)	実施主体
①計画進行管理	・計画の施策を将来にわたって適正に進めるための進行管理	実施(継続)		組合 構成団体
②不法投棄対策	・ごみの適正処理を推進するために、住民・事業者・警察・組合・構成団体の連携による監視体制の強化、不法投棄の未然防止	実施(継続)		組合 構成団体
③適正処理困難物等への対応	・住民・事業者に対し、処理困難物の持ち込み防止のための適正処理・処分方法に関する情報提供及び普及啓発	検討(継続)		組合 構成団体
④災害廃棄物対策	・災害時においては、構成団体と組合との連携により、「災害廃棄物処理計画」等に基づき、災害廃棄物を円滑に処理できる体制を構築	検討・実施(継続)		組合 構成団体
	・国、千葉県及び協定を締結している自治体に協力を求め、災害廃棄物の適正処理を維持する体制を継続	実施(継続)		組合
⑤地球温暖化防止対策	・ごみ焼却による余剰エネルギーの有効利用を継続するとともに、ごみの収集車両について低燃費車両等の導入に関する検討を進める	検討・実施(継続)		組合
	・ごみ減量施策の積極的な推進による焼却ごみ量を減量化し、設備改修等の実施に際しては、省エネルギー機器の導入や機能改善を実施	実施(継続)		組合

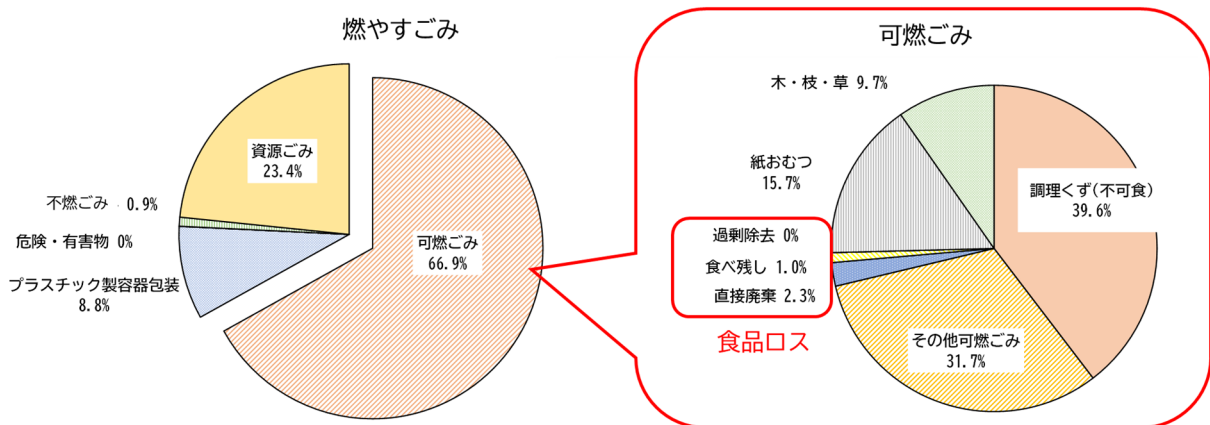
■食品ロス削減推進計画

1 食品ロス削減の背景

近年の食品ロスに関する国際的な関心の高まり等を背景に、令和元年（2019年）5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が成立（同年10月1日施行）しました。また、令和2年（2020年）3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」を踏まえて、都道府県及び市町村は、「食品ロス削減推進計画」の策定に努めなければならないとされています。

2 食品ロスの現状

組合全体では、燃やすごみに含まれる家庭系可燃ごみのうち、過剰除去が0%、食べ残しが1.0%、直接廃棄が2.3%で、「食品ロス」合計で3.3%となっています。



3 食品ロスの課題

家庭から出る食品廃棄物は、燃やすごみとして処理されていますが、食品は多くの水分を含むため、焼却の際はたくさんのエネルギーを使い、排出される二酸化炭素（CO2）による地球温暖化を助長する要因となります。

計画的に必要なもの・量だけを購入することや、賞味（消費）期限表示を正しく理解し、無駄なく使いきることなどの行動の促進と食品ロス削減の意識向上に向けた更なる情報発信が必要となっています。

食品産業全体では、飼料や肥料への再生利用が進んでいますが、食品廃棄物の発生量そのものを減量する努力が必要です。

4 食品ロス削減の目標

食品リサイクル法に基づく基本方針では、国は令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）比で半減させることを目標としています。

このことから、家庭系ごみ、事業系ごみとも、排出される食品ロスについて、令和4年度（2022年度）実績から約15%の削減を目指します。

5 食品ロス削減に関する施策

施策	具体例
◎生ごみ処理容器等の補助事業の実施	・生ごみ処理容器等購入費補助金事業の継続。
★生ごみの水切りや生ごみ減量に関する事例調査及び効果の検証等、減量に向けた施策の検討	・住民や子供たちに水切り方法や効果等チラシを配布して啓発を実施。 ・広報紙、HP、ごみ分別アプリなどで制度内容を周知。 ・生ごみ処理容器等購入補助制度等の活用状況や効果等を確認し、より生ごみの削減に向けた取り組みを検討・実施
★生ごみの排出抑制につながる効果的な情報発信・啓発・教育の実施・施策の検討	・生ごみの排出抑制につながる効果的な施策の先進事例等について調査・実施の検討。 ・3キリ(使いきり、食べきり、水きり)運動、食品ロス等について、広報誌、パネル展、HPでの掲載。 ・住民や子供たちの社会科見学時やごみ分別講座、出前講座、説明会等で啓発を実施。 ・フードバンク活動の推進と理解を促進するため、関係者相互の連携のために必要な支援(食品を提供する住民、事業者、農家、フードバンク活動団体等との情報共有など)の検討・実施。 ・市内のフードボックスの設置場所増設など、住民が簡易にかつ安心して食品の提供と受け取りを行えるよう、フードドライブの推進と周知啓発。
◎組合に搬入された生ごみの資源化に関する検討	・資源化に関する先進事例等の調査、検討を実施
●調査研究、情報収集	・食品ロス発生量の推計や住民が食品ロス問題をどれだけ認知し、削減に向けた行動に取り組んでいるか等について把握できるよう、一般廃棄物組成分析調査を実施。
◎食品ロスの削減手法等の取り組みに関する情報の普及・啓発の実施	・広報誌、HP等を通じ、てまえどリキャンペーン、飲食店で食べきれなかった料理を利用者自身の責任で持ち帰る「mottECO」、小盛サイズメニューの導入等、食品ロスの削減に関わる啓発や食品の使い切り、食べ切りの促進等の啓発を実施。
◎食品ロスの削減に関する取組を行う事業者の登録制度等、取組推進に向けた施策について検討・実施	・飲食店・宿泊施設及び食品小売店を対象とした「食べ残しゼロ推進店」の登録や、店舗における取組内容等の情報発信を実施。
★事業所から発生する生ごみの減量化・適正処理に関する情報提供・啓発の実施	・賞味期限や消費期限に近い食品を売り切るための取組(値引き、ポイント付与等)を促進するとともに、先進的な事例について事業者と情報共有。 ・事業者に対し、フードドライブやフードバンクの開催情報を提供し、フードドライブ活動の活性化を図る。
★事業系食品廃棄物等の資源化として、給食残渣の堆肥化等による利活用の検討・実施	・給食残渣からできた堆肥を使って、子どもたちが学校花壇に花を咲かせる過程を支援。
★民間事業者との連携による減量化として、飲食店から生じる食品ロス削減のため、民間事業者との連携を検討・実施	・事業者及び消費者に対し、未利用食品を有効活用するためのアプリ等を用いたフードシェアリング(飲食店、食品小売店等において、消費期限や賞味期限が迫った食品を売り切るためのサービス)の導入の検討・実施。
●防災備蓄品の活用・配布	・事業者に対し、災害時の避難者用に備蓄している食料が期限切れとなる前に住民への配布や事業での活用を促進し、食品ロスが発生しないよう努める。

◎前計画からの継続(赤字修正内容)
★柏市食品ロス削減計画を参考
●その他自治体の取組み参考

【施策実施対象】 水色：組合のみ 緑色：構成団体のみ オレンジ色：組合・構成団体

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
一般廃棄物処理基本計画（ごみ編） 概要版

令和6年（2024年）3月

発行：柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合
編集：クリーンセンターしらさぎ
〒277-0931 千葉県柏市藤ヶ谷1582
TEL：04-7160-8953 FAX：04-7160-8989

